



サービスを利用したいんだけど
どうしたらいいのかな…

富士市自立支援協議会のホームページに
「障害児放課後等支援事業所あんない」があるよ

まずは見学に行ってみよう！！
ここからいろいろな子どもの事業所が探せるよ！



① サービス利用する事業所が決まったら、申請をしよう！！

富士市市役所 4階 障害福祉課の窓口へGO！！
TEL：0545-55-2761



② サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の作成、提出

パターンA：相談支援事業所に作成を依頼する
パターンB：申請者自身で作成する(称：セルフプラン)



③ 支給決定(受給者証の交付)

市は②から支給、内容を決定します。(月に利用可能な日数、上限月額 等)
※支給要否の判断の為、サービス利用の必要性の根拠(診断内容の分かるもの、専門機関の意見書など)の提出が求められることがあります。

支給が決定された方は、『障害福祉サービス受給者証』が交付され、ご自宅に郵送されます。



受給者証はピンク色です

④ 事業所と契約しよう！！

・『サービス等利用計画・障害児支援利用計画』に基づきサービスを提供する事業所と利用契約する。
下の二つを事業所に提出してください。

- 『サービス等利用計画・障害児支援利用計画(セルフプラン)』
- 『障害福祉サービス受給者証』

⑤ さあ！！利用しよう！！

※利用に必要な手続きなどもありますので、各事業所に確認して下さい。